

群馬大学共同教育学部運営会議規程

令和 3.11.17 制 定

改正 令和 6.9.18 令和 8.4.15

(設 置)

第 1 条 群馬大学共同教育学部（以下「本学部」という。）に本学部の運営に関する事項について企画立案及び調整を行い、本学部の円滑な運営を図るため、群馬大学共同教育学部運営会議（以下「会議」という。）を置く。

(組 織)

第 2 条 会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 評議員
- (3) 副学部長
- (4) 人事・予算委員会委員長
- (5) 教務委員会委員長
- (6) 入学試験委員会委員長
- (7) 学生支援委員会委員長
- (8) 国際交流委員会委員長
- (9) 教育実習委員会委員長
- (10) カリキュラム委員会委員長
- (11) 附属教育実践センター長
- (12) 専門職学位課程長
- (13) 評価委員会の各専門委員長
- (14) 教学DX推進室長
- (15) 事務長
- (16) 学部長が指名する教員 若干人

(任 期)

第 3 条 前条第16号の構成員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(議 長)

第 4 条 会議に議長を置き、学部長をもって充てる。

2 議長は、会議を主宰する。

3 議長に事故あるときは、評議員又は、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。

(専門委員会)

第 5 条 運営会議に、専門の事項を調査検討させるため専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、学部長が委嘱する。

(構成員以外の者の出席)

第 6 条 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(事 務)

第 7 条 会議の事務は、総務係において処理する。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 11 月 17 日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に委嘱される第 2 条第 15 号の構成員の任期は、第 3 条の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日までとする。

附 則

- 1 この改正は、令和 6 年 9 月 18 日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に委嘱される第 2 条第 15 号の構成員の任期は、第 3 条の規定にかかわらず、令和 7 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この改正は、令和 8 年 4 月 15 日から施行する。